

同(上田卓三君紹介)(第四二七三三号)
は本委員会に付託された。

六月三十日

小中学校不適格校舎の適用年数の短縮に関する
陳情書(四国市議会議長会会長松山市議会議長
今出国勝)(第二七四号)

文教施設の整備促進及び社会教育の振興に関する
陳情書(福岡市中央区天神一の一の八福岡県
町村会会長藤本巧)(第二七五号)
は本委員会に参考送付された

本日の会議に付した案件

委員派遣承認申請に関する件
国立又は公立の大学における外国人教員の任用
等に関する特別措置法案(石橋一弥君外四名提
出、衆法第一四号)

○青木委員長 これより会議を開きます。

石橋一弥君外四名提出、国立又は公立の大学に
おける外国人教員の任用等に関する特別措置法案
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許しま
す。野上徹君。

○野上委員 国立又は公立の大学における外国人
教員の任用等に関する特別措置法案に関しまし
て、御質問をしたいと思います。

まず、質問に入ります前に、私のささやかな体
験でございますけれども、特に昨年、東南アジア、
インドネシア、タイ、韓国を歴訪いたしました、
その際に私は私なりに一つ大きな勉強をしたわけ
であります。それはどういふことであるかと申し
上げるならば、東南アジアの諸国が日本への留学
生制度あるいは今度取り上げられましたこの外国
人教授ということに大変な関心を持っているとい
うことであります。特に関心を持っているという
ことは、日本の国のそうした関係の処遇が非常に

不満である、こういうことであります。

たとえば韓国の方々の意見によりまして、いま
韓国には非常に反日的な感情がある、その反日的
な感情の一つの理由に、韓国は前ほとんど日本
に留学生を送っていたのだけれども、せっかく卒
業してもそこで就職への道が開かれない、外
国人であるがゆえに大学の教授になることもでき
ない、こういうことを大変に不満に思っているわ
けであります。一方、アメリカなどは早くからそ
ういふ外国人に対する門戸を開きまして、韓国の
留学生をどんどん受け入れ、そして教授を受け
そしてそういうふうにしてアメリカで教育を受け
た韓国の青年が国へ帰りまして、いま政府やある
いは国会議員として重要なポストにいる、これは
アメリカと韓国との親善交流という上で大変なプ
ラス面を上げているのだ、こういうことでありま
した。

昨今、貿易摩擦が大変に取りざたされているわ
けであります、この貿易摩擦の問題は単に経済
的なものによつて解決するのではなくて、これは
長い時間をかけた文化交流、それによつてお互い
の国の相互理解というものがあつて初めて貿易摩
擦というものの解決策もそこに出てくるものではな
いか、こういうふうに私は思ふわけであります。

その点から申し上げまして、実は昭和二十八
年、いまから三十年前でございますが、御承知の
ように内閣法制局あるいは人事院が公務員に対し
て、現行の外国人教員の任用制度について一つの
解釈を出されました。公務員に関する当然の法理
として「公権力の行使又は公の意思の形成への参
画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を
必要とするものと解すべき」だ、こういう一つの
解釈を出したわけでありまして、御案内のように、
外国人が日本の公務員になつてはいけないという
特別規定はないにもかかわらず、こうした解釈に
よつて一つの文化的な非関税障壁ができたと言つ
ても過言でないと思ふのです。そういう意味
からして、頭脳は流出はするが流入はさせないとい
う、これまでの日本の大学の教育におけるこれ

は一種の保護貿易とも言えるものではないかと考
える次第であります。

そして今回、この法案を御提出になつたという
ことは、ある意味でこの文化的非関税障壁の撤廃
という意味にもつながると私は思ふのでありま
す。日本の大学あるいは教育の排他性ということ
を世界各国が大変指摘していた中で、三十年ぶり
と言いましうか明治以来と言いましうか、
やつとこの段になつてこの法案が提出されたとい
うことにつきまして、私は自由民主党員としての
みならず国会議員として高く評価したいと思いま
すし、かくなる上はこの法案の速やかな成立を希
望するものであります。

さて質問の第一であります、この法案はただ
いま申し上げたように非常に懸案の待望のもので
ありまして、自民党の中におきましても大変な論
議が交わされたと思ひますし、昭和五十二年ごろ
からこの制度を制定しようという動きが非常に高
まつてきたわけでありまして、そこで、まず第一に
質問したいのは、この国会におきまして本案提出
に踏み切つた理由あるいはその目的、そういった
ものをお聞かせ願ひ、そしてまた、先般提案趣旨
でお聞きしたわけでありまして、再度提案者より
提案理由のそのポイントについてまずお聞きをし
たいと思ひます。

○石橋(一)議員 お答えをいたします。

ただいま野上先生から所論の開陳があつたわけ
であります、全くそのとおりであると思ひま
す。特に、文化的非関税障壁の撤廃にもつながる
問題であるという御意見であります、私どもも
そのような考え方を持っております、私どもも
もちろんわれわれといたしまして、自由民主党と
してこの問題、明治以降なかつたことをどうして
もこの際やつていきたいという考え方をまず強く
持つたわけでありまして、これは漏れ承りますと、
与党自民党だけでなく各政党の中にもこの論議が
あつたということを承つてゐるものであります。
そうした中で、特に今回踏み切つた理由という
ことであるわけですが、御承知のとおり現

世代はいわゆる国際社会であります。そうした中
におきまして、わが国といたしまして諸外国と協
力しながら国際社会に貢献をしていく、そのよう
なことを考えてみた場合、また教育、学術、文化
の国際交流を一層活発にやつていくということが
いまのわが国に与えられた任務である、こう考
えるものであります。当然、先ほどのお話のと
おり「公権力の行使又は公の意思の形成」というこ
とで、法律に特別の定めはないわけでありま
すけれども、いわゆる法理論としての考え方があつ
た、そのために、各省の間でいろいろ話し合いを
してやつたがなかなか合意がでない、一方、世
界情勢、国際社会の動きというものがこのよう
な形になつてきた、そこでこの際、きちつとした姿
を一つの特別措置法として出した方がいいたう
という考え方で踏み切つたわけでありまして、よ
ろしくお願ひをいたします。

○野上委員 これまでも、われわれの先輩の衆
野議員やいろいろな方々からいろいろな場所です
でこの問題についてはいろいろな質問がされて
いたわけでありまして、その都度法制局長官は、ま
あ法律を変えればというふうな話をなさり、歴代
の文部大臣は、前向きでこれを検討しよう、こう
いうことでありましたが、とうとう今日までその
目の目を見なかつたわけでありまして、

その一つの大きな理由は、先ほど申し上げたこ
の当然の法理としての解釈がある。その法理に対
して立法をもつて特別措置を講ずるもの、つまり
穴をあけるのだ、こういうことに解釈してよろし
いでしょうか。

○石橋(一)議員 お答えいたします。

そのとおりであります。先ほど申し上げました
とおり、公務員に関する当然の法理として「公権
力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさ
わる公務員となるためには日本国籍を必要とす
る」、このように解釈をされてまいつたわけでご
ざいます。そこで国立大学の教授等は、教授会
の構成員として教授等の人事あるいは学生の入退
学等の処分あるいは大学の運営に関する重要事項

の審議に加わることになる、こういうことでありますので公の意思の形成に携わることになる、そういうことでいままでは日本国籍を必要とするという解釈であつたわけでありました。

ただいま先生御所論のとおり、今回の措置によつていわゆる特別措置法という字句を冠しまして、そして当然の法理について、立法措置によつて特別措置を講じて国立大学の教授等に外国人を任用する道を開こうとするものであります。

○野上委員　そこで、昭和五十三年三月二十日の参議院の予算委員会、秦野さんの質問に對しまして法制局長官が、いまお答えをいただきましたそのことについて明言をしているわけですが、「教授会はいろいろ大学の人事だとか運営を決定する、審査する、いろんな権限が与えられておりますので、そのことと、先ほど申しました国家意思の形成には関係していただくわけにいかないんだという考え方をどうマツチするか、調整するかということに帰するわけなんです。」としておりまして、これが長い間の一つの解釈であつたわけですが、今回のこの法案によりますと、第二条の二項にはつきりと「教授会その他大学の運営に關する合議制の機関の構成員となり、その議決に加わることを妨げられるものではない。」、こういうふうになされているわけでありまして、こうなると、これまでの解釈と明らかに、ここに一步前進といひましょうか食い違ひといひましようか、そういう点があるわけでありまして、この点に關しましてひとつ衆議院の法制局の方から、この点をどういふふうに解釈されているのかお聞きしたいと思ひます。

○松下法制局参事　お答えを申し上げます。先生御指摘のように「公権力の行使又は公の意思の形成」に参画する官職については、外国人を任用することができないという従来の法理からいいますと、今回のこの立法はその法理とどういふ關係に立つのかという問題があるわけでございます。その点どのように考えたかということを申し上げ上

げるわけなんですございますが、従来からの法理といふものを考えてみますと、これは自国の主權の維持と他国の主權の尊重という理念から導かれる法規範という性質を持つものだから、このように考えられるわけでございます。

それで、こういう考え方に立つて大学教授といふものの性格を考えてみますと、大学といふものは學術の中心として深く真理を探索することをその本質とするにかながみまして学問の自由といふものが保障されているわけでございます。そして、この学問の自由を保障するために大学の自治が認められていて、このように考えられるわけでございます。

そこで、大学におきます教授会の諸権限、これは大学の自治のもとにおきまして認められておるわけでございますが、外国人がこういう性格を持つ教授会の審議それから議決に加わるといたしましても、いま申し上げました国家主權の維持に對する影響といふものはきわめて弱いものであること、こういうふうに考えられるわけでございます。

一方、大学は本質的に國際的性格を持つ學術の研究、教授を目的とするものでございますから、外国人を教授等に任用いたしますことは、大学におきます教育、研究の進展それから學術の國際交流の推進のために強く要請されるところであるといふふうにならざるわけでございます。

以上申し上げましたように、国立大学の教授等に外国人を任用することにつきましては、そこに特別の合理的理由があるといふふうには認められませんので、こういうような場合には國民の意思の発現でありましてこの立法によりまならぬ、公務員の就任能力に關する法理、すなわち「公権力の行使又は公の意思の形成」に参画する官職については外国人を任用することができないといふ公務員の就任能力に關する法理について、その特例を設けることは可能である、このように考えて立案をいたしました次第でございます。

○野上委員　わかりました。

そこで先を急ぐわけですが、大学局長にお尋ねいたしますが、この外国人教授の任用制度は先進國の中で日本が最もおくれているといふふうには記憶をされているわけですが、ひとつ欧米諸國の実情について具体的に御説明をお願いしたいと思います。

○當地政府委員　欧米諸國における外国人の大学における任用問題についてのお尋ねでございますが、原則的には外国人教員の任用を制限している例は見られないわけでございます。

まずアメリカでございますが、アメリカの州立大学はほとんどが法制的に申しますと州政府から独立した別の公法人でございますが、したがつて、外国人の任用については法的に制限がまずないといふことになるわけでございます。したがつて、州立大学に外国人を任用することについては制限が設けられていないわけでございます。

次にイギリスの場合でございますが、イギリスの大学は補助金は相當額國から出されておりますけれども、制度的に申しますと、法制的にはいずとも形は私立大学になっているわけでございます。したがつて外国人の任用については制限はないといふことになっております。

わが國に比較的に似ている制度といふうぐあいに理解できますのはフランスの場合でございますが、フランスの場合には国立大学は法人格と財政的自治権を持った公營造物といふうぐあいに言われておりまして、したがつて、専任の大学教授は國家公務員とみなされているわけでございます。つまり、仕組みとしてはわが國と同じ仕組みになつてゐるわけでございます。そして、フランスの場合も従来は外国人は正規の国立大学の教員とはなれなかつたわけでございますが、一九六八年に高等教育基本法が成立をいたしましたので、その法律改正によりまして国立大学の教員については外国人を任用することができるといふ規定が設けられたわけでございます。したがつて、現在はフランスの場合、国立大学に外国人の教員を任用することに

干渉をいたしまして御説明を申し上げますと、フランスの場合には、明文の規定はございませんが、學長等の管理職については外国人を任用できない、実態上の慣行としてはそういう扱いになっているといふうぐあいに伺つてゐるわけでございます。

次に西ドイツの場合でございますが、西ドイツの場合におきましても、一九七六年の法改正によりまして、州立大学の教員については外国人を任用することができるといふことにされてゐるわけでございます。なお、西ドイツにおきましては、例外を除きまして一般的には外国人を公務員に任用できないとされておりますけれども、州立大学の教員については、実はこの一九七六年の法改正以前におきましても例外的に外国人の任用は認められてきてゐるといふのが實態のようでございます。

以上、欧米諸國の大学教員の任用制度について、大学の方で比較よく研究をされております先生の研究成果に基づきまして御説明申し上げた次第でございます。

○野上委員　やはり日本の大学が最もおくれてゐるといふような印象になるわけですが、全く閉鎖的であつたといふわけでもない。つまり、公務員にならなくても、公務員法によつて國との個人契約によつて外国人教師あるいは講師の道が開かれていたという側面があるわけでありまして、そしてその現行制度が意外にメリットがあつたのじやないか、そしてそのメリットがあつたがゆゑに文部省の立法化への意欲がそがれてゐた面があつたのじやないか、こんなふうにも考えるのですが、いかがなものでしょうか。

○當地政府委員　御指摘のように、正規の國家公務員としての任用は法理として認められてゐなかつたわけでございますが、現行の國家公務員法の規定の第二条に一般職及び特別職の國家公務員について原則的な規定があるわけでございますが、その第七項で、「政府又はその機關と外國人の間に、個人的基礎においてなされる勤務の契約

には適用されない。」ということがございまして、そういう意味で、個人的な勤務の契約によって雇用される形でございしますれば外国人を任用することとは可能であるわけでございします。

そこで、わが国の国立大学の場合で現在の実情を御説明申し上げますと、昭和五十七年一月一日現在の数字で申し上げますが、いわゆる外国人教師が全体で二百九十三名、外国人講師が三百六十四名いるわけでございします。ここで外国人教師と申しますのはいわゆる常勤的な形で勤務をする契約をいたしておる者でございしますし、講師の場合はいわば非常勤の形で勤務をする契約をしているという者でございします。もちろん、これは先ほど申しましたように一般職の正規の公務員というところではございしませんので、先ほどの国家公務員法第二条第七項の規定に基づく個人的な勤務の契約によって雇用されているわけでございします。

なお、その内訳について若干御説明を申し上げますと、教師の場合、国籍別で申し上げますとアメリカが七十五名、イギリスが四十九名、西ドイツが四十七名、フランスが三十六名等というような数字になっております。また、担当分野別に申し上げますと、英米語が百三十二名、ドイツ語が五十二名、フランス語が三十五名、中国語が十四名等というような数字でございまして、主として外国語の科目の担当者として雇用されているという例が多いわけでございします。

なお、非常勤の外国人講師についても申し上げますれば、国立大学で三百六十四人が雇用されておりました、アメリカが百二十五名、イギリスが三十四名、西ドイツが四十一名、フランスが二十六名等となっております。担当分野別では英米語が百七十一名、ドイツ語が四十九名、フランス語が二十九名、中国語が二十一名等となっておりますのが現状でございします。もちろん、ただいま申しましたように主として語学関係が多いわけでございしますが、最近では語学以外で、たとえば地域研究でございますとか国際関係論とか比較文化とかあるいはまた音楽等の芸術の分野についても、そ

ういう外国人教師なり講師として勤務をしている方々は先ほど申し上げたような数字の中にはもちろんいるわけでございします。

以上が現状についての御説明でございします。

○野上委員 現行の外国人教師、講師制度は契約制でありまして、一年以内の契約というところでありますが、この制度の長所面といましようか、そういうものはどういふところにあるのですか。

○宮地政府委員 御指摘のように、先ほど御説明をいたしましたように個人的な勤務の形態で契約をされるわけでございまして、形といたしましては各年度ごとの契約によって雇用するということになるわけでございします。そしてそれらの条件につきましてもそれぞれ予算措置がとられておるわけでございします。

いま御指摘のどういふ長所があるかという点でございしますが、これは個人契約で行われているわけでございまして、たとえば一つは給与の点で比較をいたして申し上げますと、必ずしもぴったりとは整合性はないかと思ひますが、年齢なり経験年数その他から見ても、まあ、それぞれ号俸によつて違つてはございしますが、実態的には外国人教師が一般職の国家公務員の給与に比べて比較的優遇をされている、予算上の措置としてはそういう形がとられているという点などは、この外国人教師を個人契約で雇っている場合の一つの長所ということでも申し上げられるかと思ひます。

○野上委員 そういう長所の反面に、その身分が非常に不安定だという欠点が一方向であるわけでありまして、そういうことから、ただいま御説明があつたように外国語の分野が圧倒的に多く、他の専門分野が非常に少ないという現象があると思ひます。

際交流というものの促進につながつていく、あるいは現在の教授団への活力、国際競争という観点から活力がそこに生じてくるのじゃないだろうか、いづれにしても、それらはプラス面となつてはね返つてくると私は思ひます。

そこで、すでに幾つかの大学あるいは共同利用機関で、こういう法律ができたから外国人を任用したいという具体的な希望が出ていたやに聞いておりますけれども、いかがでしようか。

○宮地政府委員 本法案について成立を見れば具体的にどういふ状況になるかということについてお尋ねでございしますが、私ども、これらの外国人の正規の教授の任用を希望する大学等についても、国立大学等に対して問い合せをいたしたわけでございしますが、具体的にそれぞれ、たとえば広島大学でございしますとか大阪大学等におきまして、制度上任用が可能になれば積極的に任用を希望したいというようなことを伺っているわけでございします。また、たとえば国立民族学博物館等におきましても、中国研究でございしますとかそういうような分野でいろいろ、こういう制度ができれば正規の教授として任用するという点について、積極的な研究が推進できるというような事情を伺つておるわけでございします。したがつて、この制度が成立することになりますれば、そういう点で大変進展を見ることになるのではないか、かように考えております。

○野上委員 いずれにいたしましても、この制度によつて相当の画期的な一歩前進というものが日本の国立大学の中で、教育、学問の分野で期待できるのだ、こういうふうな受け取らせていただきたいと思ひます。

そこで、それでは、そういうようなことがある程度読めていながら、そしてまた昭和四十六年の中教審の答申あるいは昭和三十九年の臨調第一部会報告においても、国立大学に外国人を正規の教員として任用できる措置を講ずることを提案しているわけでありますが、それにもかかわらず今日までおくれしてきたわけであります。

そこで、なぜこれをあえて政府提案としてではなくて議員提案としたのか、この事情なり判断についてひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○野上委員 お答えいたします。

わが国の国立大学に外人教授を任用する点につきましても、従来より公務員に關しましては、公権力の行使または国家意思形成への参画にかかわる者は日本国籍を有する者とするという解釈があつたために、外国人を日本の国立大学の教授等に任用する道が閉ざされていたわけであります。また、文部省などにおきましても、従来よりこの問題を解決するために特別立法などを行うなどの検討が加えられ、諸官庁等での調整が行われてきたわけでありますけれども、今日に至つたわけであります。

そこで自由民主党といたしましては、大学の国際化を図るために、国立大学教授等に外国人教授を任用し得る道を開くことは学問の国際化にも通ずることであり、さらに国際間の学術的研究交流の場をつくることでもあると考えたのが、ここに議員立法として提案した理由であります。

○野上委員 それでは反対に大学局長にお聞きいたしますけれども、先ほどから何度も言つておりますように、いままでの文部大臣は、前向きでやる、あるいは福田総理も、検討させる、こういうことを答弁されたこともあるわけであります。それにもかかわらず政府提案がこれまでできなかったのは、やはりそれなりの具体的な事情があると思ひますので、お聞かせ願ひえればと思ひます。

○宮地政府委員 本法案を政府提案としなかつた理由について、具体的に政府側の事情はどうかというお尋ねでございしますが、幾つかあるわけでございします。

現在、国なり地方公共団体の機関でございしますとかあるいはそれに属しております公務員の職種はきわめて多種多様でございします。たとえば具体的に申し上げますと、国立大学、あるいは国立大学の中にも研究所がございしますが、研究所の中に

も各省所管の研究もそれぞれあるわけでございます。たとえば農林水産省でございますとか通産省でございますとか、各省がそれぞれ各省所管の研究機関といいますが、そういうようなものを持っているわけでございますが、これら全体に通じてこういう外国人を任用する制度を統一的に規定するとは、それらの各省の研究機関について、どういふものについてどういふ必要性があるかということについてそれぞれ検討をすることが必要なわけでございます。それに反しまして大学の場合で申せば、大学の研究機関ということで一くくりできるわけでございますが、公務員全体についての考え方を整理するにすれば、それらについてそれぞれの省庁との間での意見調整になおかなりの時間を要するということが一つあったわけでございます。

それから、これは多少立法技術的な問題になるわけでございますが、立法に際しまして、いわゆる当然の法理との関係で、法理に抵触しない範囲内での立法に限るか、あるいは多少積極的に従来の法理について、立法措置をするということでは法理をいわず部分的には修正するような形で立法が可能かというようなことについて、従来から申せば、法理に抵触しない範囲内での立法ということでございます。たとえば教授会への参画等について制限をすることがあることが絡んでくるわけでございますが、そういう点について、ただいま申しましたような法律上の理論として政府として統一した見解を固めるということがあつたは、なお時日を要するというようなことがあつたわけでございます。

そういうようなことがございまして、なお、大学関係にしまして、かつ、先ほど提案者の方から御説明もございましたように、国際的に見てもなるだけ早くこの制度を創設することが望まれるということが関係者から言われたわけでございます。そして、そういうような諸点を受けて政府提案ではなくて議員提案で提案されたというぐあいに承知をしているところでございます。

○野上委員 いずれにしても、今回議員立法として提案はしたわけでありまして、できるならばもっと早い時期にどうして政府提案をしなければならぬのかという思いがなお強くわいてくるわけでありまして。この点に對しまして、やはり文部省の国立公立大学に関する考え方、これまでのそういう法理というものが頼つて外国人に門戸を開かなかつた、外国から排他的だと言われてもおかしくないものを開かなかつた、そういうところは大きいひとつ反省をしていただきたいと私は思うわけでありまして。

そこで、この法案の内容に關しまして幾つかお聞きしたいと思ひます。確認をさせていただきます。

まず第一はこの管理職の問題でありますけれども、本法案では公務員に関する当然の法理ということから、教授への任用の道を閉こうとするものであるといふことはわかるのですが、この場合、学長だとかあるいは学部長、そういったものが法文に規定されていなければならぬけれども、私の理解としては、学長や学部長等の管理職はこれらの職が公の機関である大学の管理運営の責任者であり、人事上、会計上も一般行政機関の管理職と同様の職務権限を有するものと考えられるところから法理に照らして認められない、こういうふうな考へてここにうたつてないのではないかと、こういうふうな思ふのですが、その点はいかがでしようか。

○石橋(一)議員 お答えいたします。

おっしゃるとおりであります。どこまでも第二條第一項では国立公立大学の教授、助教授及び講師の職といふことで限定をいたしたわけでありまして。学部長あるいは学長といふことに關しましては、いわゆる法理論の上から言つてそこまで穴をあけられるかどうかといふことでありますけれども、いわゆる管理職である学長、学部長まで穴をあけるのはいかがかというところで、この法律をいたしまして教授、助教授、講師といふことに限定をいたしたわけではあります。

○野上委員 まあわかるわけですが、私は冒頭にこの法案を高く評価をしたわけでありまして。非常に画期的なものであつて、その御努力に對して敬意を表するわけですが、その中でも教授会その他、こういうものに入つていけるのだ、こういう項目もついた。それならばもう一歩踏み込んでその管理職への穴もあけられなかつたのかな、こういうふうな思ふのですが、くだいようでなければ、再度お願いいたします。

○石橋(一)議員 御所論もつともなところもあるわけでありまして。そして教授、助教授、講師と、教授会に出て意見あるいは賛否、そこまでのところはとにかくでき得る限り差別といふものをなくするといふ考え方、その中においてこれは認めよう、しかし、果たして大学全体の学長あるいは一つの学部、その長まで——たとえば教育公務員特例法の中においても、その二つの職種についてははつきり任期等についても定めるといふことがあるわけでありまして。いろいろな点から解釈をいたしまして、まあまあ教授、助教授、講師、これに限定をしてやつていくことが法理等と照らし合わせた上で限界かな、こう思つて提案をしたわけでございます。

○野上委員 要するに外国人としてのハンディ、差別をなくしていこう、こういう精神がこの法案を買っていると思ふのですけれども、もう一つこの教員の任期についてもここにあるわけではあります。御案内のように、日本の教員の任期についてはなにかいふわけではあります。その任期について第三項に「教員の任期については、大学管理機関の定めるところによる。」、こういうふうになつてゐるわけでありまして。これまでの公務員特例法の八條では「学長及び部局長の任期については、大学管理機関が定める。」となつておりましたが、法案では「定めるところによる。」、若干のニュアンスが変わつてゐると思ふのです。このニュアンスに解釈をしたらよろしいのでしょうか。

○石橋(一)議員 お答えいたします。

野上先生おっしゃるとおり、教育公務員特例

法、これでははつきり「大学管理機関が定める。」、こうなつております。これはどこまでも学長と学部長に對しての任期の定め方でありまして。そして教授以下にいわゆる教員に對しての任期の定めはないわけでありまして。そして、さてこの特別措置法の中で、外国人を雇つた中において任期を定めるべきであるか、あるいは日本の大学と同じように定めなまにまにするかといふことは非常に議論の分かれたところでありまして。結局、諸外国のこうした任期について調べてみますと、教授はほとんどの国々は日本と同じように終身雇用制です。

ところが、助教授以下講師は大体各国は任期があります。そして、そのような中においてそれぞれ雇用関係があるわけでありまして、私も提案者といひますと、「定めるところによる。」、片方は「定める。」といふことでびしゃつとできております。「定めるところによる。」といふ表現の中において、それぞれ希望する人の考え方、あるいは雇入れをする大学の考え方、つまり管理機構であります。この両者が一つになつての考え方をとつた方がいいであろう、こういうことであります。どうも表現の仕方がきつめてむづかしい感じがいたしますけれども、はつきり申し上げまして、任期は定めたいのだ、しかし、それぞれの事情がこれであるによつて大学管理機関の中において決定をしていただく、まあ定めなくとも法律違反ではない、それぞれの雇用者側と入つてくる側との考え方によつてでき得るという考え方をとつたわけではあります。

○野上委員 次に、この立法によつて任用される外国人教授は日本人と同じように正規の教授の身分を持つわけでありまして、いわゆる定員の枠内の教官といふことになるわけでありまして。

そこで、何かこの定員について特別な措置を講ずるおつもりがあるかどうか。

○狩野議員 本法律は、国立公立大学の一般職の公務員である教授等として外国人を任用する道を開いたものでありますので、その任用は既定の定員の中で行われるということでありまして、本法

の制定に伴い特別の定員措置は全く必要がない、
そのように考えます。

○野上委員 次に、第三条の趣旨についてお伺い
いたしますが、国立大学共同利用機関及び大学入
試センターにおいても国立大学と同様に任用で
きるというわけですが、この国立大学と同じ取
り扱いをした理由は何かでしょうか。

○狩野議員 国立大学共同利用機関は国立大学
と同様に教授、助教授等の専門の研究員を配置さ
れて、それぞれの機関の目的である研究に関連し
て全国的に共同研究が行われていると同時に、大
学院教育等についても、全国の大学等の要請に応
じて行っているというのが国立大学の共同利用機
関でございます。

それと、もう一つこの法案に盛り込みました大
学入試センターでございますが、御承知のよう
に、国立大学の入学試験に際しまして共通一次試
験の問題の作成や、それから答案の採点などを一
貫して処理をしているセンターであるし、さらに
また国立大学における大学入試の選抜方法の改善
やその他調査等に関する機関でもあり、国立大学
に共通の業務の処理をする事務機関でもありま
す。したがって、国立大学の共同利用機関及び大
学入試センターについては、このような目的、性
格を持っている、法制上も国立大学に含むもの
としたしまして国立大学設置法によって設置され
いるところでございますので、外国人任用につ
きまして国立大学と同様に扱うことになってい
ることです。

○野上委員 この法案が国際交流の一層の活発化
をねらう、そしてまた各大学の研究教育の向上に
資するものであるとすれば、大学の関係者は一体
どんな考え方をしているだろうかということ
ありますが、念のために、国立大学協会あるいは
公立大学協会等の意見はどのようなものか、お伺
いしたいと思います。

○狩野議員 お答えいたします。
国立大学協会それから公立大学協会、そしてま
た国立短期大学協会、公立短期大学協会、それぞ

れの協会においてこの法案については非常に関心
を持っており、さらに、この法案についてはみん
な賛成の意を表しているというふうに聞いてお
ります。

○野上委員 今回のこの法案は国立大学の大学とい
うことでありますので、この質問はこの法案に関
する質問ではないわけですが、日本の高校
あるいは中学の外国語教師に外国人を採用した
らいいのじゃないかという声が非常にあちこちで聞
かれますし、語学力というものを向上させる上
では、語学教師に限っては外国人による語学学習と
いうものはやはり効果があるのじゃないだろう
か、これからはますます国際競争の激しい時代にお
いて日本人がもつと語学力を身につけなく
てはならないという観点におきましても、そうい
う分野における外国人の登用というものは一つの
大きな提案であり、その考え方を進めていくこと
は必要なんじゃないかというのを私は考えてい
るわけですが、本法案とは関係ございませんけれ
ども、ひとつ文部省の御意見をいただきたいと思
います。

○宮地政府委員 直接大学局の所管ではございま
せんけれども、お尋ねでございますので……

本法案は、御案内のとおり大学の特性に着目し
て特別立法を講じたというところでございまして、
もちろん中学校、高等学校についてはこの法案は
適用がないわけでございます。御指摘の点は、中
学校、高等学校等においても、たとえば外国語教
育というように外国人を教諭に任用すること
について積極的に考えてはどうかというよう
なことでございますが、基本的にはもちろん中
学校、高等学校においても外国語の教育は大変大事
でございますが、それは単に会話の指導というこ
とだけではなくて、たとえば文法その他基本的な
事項を教えるに際して、日本語との比較において
言葉の持つ仕組みや働きを教えるというように
なことが基本的には必要なのではないかと思
います。そういう観点から考える必要があろうかと思
います。そうしてまた教諭は基本的には学級担任とか
生徒指導その他の校務に携わることとも考え

合わせますと、基本的には日本人によって行われ
ることが適切ではないかと言われているわけでご
ざいます。もちろん外国人によつて会話なり発音
の教育が行われることは有益でございますので、
その点は御指摘のとおりでございます。現在で
も英国及び米国から人材を招聘して英語教育の補
助者として活躍していただいているというわけ
でございます。今後ともこれらの点は十分充実を
図っていくことは、御指摘のように必要であ
らうかと思ひますが、高等学校以下について正
規の教諭として外国人を任用することにつ
いては、なおこの法案では取り扱っていないとい
うぐあいには理解しております。

○野上委員 これは要望ですのでお答えいただか
なくて結構ですが、われわれも苦い経験で、文法
は一生懸命勉強した、ガリ勉した、そして試験の
点数はまあとれる、本も読めるようになる、しか
し肝心の生きた会話になるとさっぱりだ、こうい
う日本の学生の共通点があったわけでありま
す。で、ひとつ生きた外国語の勉強というのは中等
教育において大いに考えて取り入れていく必要が
あると私は思います。

最後に大臣にお伺いいたしますが、これでい
よいよ待望のこの法案が通ることになりますと、
文部省の所管の法律として実施されるわけでご
ざいます。ただいま一時間余りの質疑でありま
したけれども、私は、まあ文部省としてもこれまで
いろいろ御努力をして何とかそういう道を開きた
いという意向は持っていたのではないかと思ひま
すが、いろいろな事情からなかなかそれが実行で
きなかつた、こういうことであります。本法案の
成立によつてその道が開かれるということになり
ますならば、最大限にこの画期的な法案の執行
によつて成果を上げられる、こういうようなこと
にしませんと、これはせっかくの議員立法をした
ということになりませんか、大臣、ひとつこの
執行に当たっては格別の決意を持たれまして当
たつていただきたいと思うわけでありま
す。大臣の決意のほどをひとつお伺いいたします。

○小川国務大臣 文部省といたしましては、大学
の国際化を図つてまいりたいという観点から、外
国人を国立大学の教授等に任用する方途を模索
してまいつたわけでございます。しかし、外国人
を一般職の公務員に任用することになりま
すと、いわゆる当然の法理との関連もございま
すので、関係省庁との間に協議、調整を重ねてま
いりましたけれども、結論を得られず今日に
至つたような次第でございます。今回御提出の法
案は文部省の考え続けてまいりましたことと軌を
一にしておりまして、成立いたしましたことは
十分大学関係者に法律の趣旨を御理解いただき
まして、実効が上がりまうように努力をするつもり
でございます。

○野上委員 任期だとか管理職の問題も含めま
しいるような問題もまだあると思うのですが、い
ずれにしても、これをあえて自由民主党が議員立
法として提案されたというこの決意は私は大変な
ことだと思つております。

先ほど質問で言いましたように、大学の語学
の先生ばかりじゃなくて、この法律ができたこと
によつて各分野に優秀な外国の頭脳がもつとど
んどん入つてきて、それによつて日本の大学教育
あるいは学問の分野がますます盛んになりますこと
を心から期待するわけでありま
す。提案者の特段の御苦勞に對しまして敬意を表
しまして、私の質問を終わります。

○青木委員長 この際、委員派遣承認申請に関
する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となつております本案について、
審査の参考に資するため委員を派遣したいと存
じます。つきましては、議長に對し、委員派遣承認
申請をいたしたいと存じますが、御異議ありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○青木委員長 御異議なしと認めます。よつて、
さよう決しました。

なお、派遣地、派遣の日時、派遣委員の人選等については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○青木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十四分散会

文教委員会議録第三号中正誤

ベシ段行 誤 正

三 四 五 改定 改訂
ハ 三 九 あればしょうけ ければしょう
れども ども

同 第四号中正誤

ベシ段行 誤 正

二 一 二 刑法少年 刑法犯少年
六 二 元 前代 年代
六 二 元 平等平等 平等、平等

同 第五号中正誤

ベシ段行 誤 正

三 四 五 文章 文書
二 三 三 文部省 厚生省

同 第六号中正誤

ベシ段行 誤 正

七 四 三 事後 自後
二 四 三 七 健詩診断 健康診断

同 第七号中正誤

ベシ段行 誤 正

一 一 三 谷川和穂君 谷川和穂君
三 三 三 背筋力、背筋力 背筋力—背筋力

同 第八号中正誤

ベシ段行 誤 正

一 四 末七 完全実例 完全実施
三 三 三 意味のなものに 意味のないものに

同 第九号中正誤

ベシ段行 誤 正

三 一 二 及び施設規程 及設備規程

同 第十号中正誤

ベシ段行 誤 正

一 六 四 二 たとえど たとえば

同 第十二号中正誤

ベシ段行 誤 正

二 四 三 趣旨を、盛った 趣旨を盛った
一 七 二 三 主町村立 市町村立

同 第十三号中正誤

ベシ段行 誤 正

一 四 四 三 百条園 百二条園
二 四 三 末 二 三 百人 百人

二 五 三 六 法人 非法人
三 三 六 執行法等 執行方法等

昭和五十七年七月十二日印刷

昭和五十七年七月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K